

明電グループ人権方針

はじめに

明電グループは創業以来、長きにわたり社会インフラを支える電気設備を中心に様々な技術や製品・サービスを創出・提供し、社会の持続的な発展に貢献してきました。将来を見据えた社会に貢献するものづくりを追求する中で私たちの事業領域も大きく広がり、事業展開の場も日本のみならず世界へと拡大しています。

「より豊かな未来をひらく」「お客様の安心と喜びのために」という企業理念の実現に向けた企業活動の根底にあるものは、人権の尊重です。明電グループは事業活動を通じて人々の幸せと持続可能な社会を実現するとともに、明電グループ企業行動規準に明示するとおり国際的な人権規範を遵守します。サプライチェーンを含む私たちの活動において生じる人権へのリスクや影響を特定・予防・軽減し、そのうえで対処方法の開示に継続的に取り組みます。

人権尊重の実践

明電グループは、人権に関する様々な国際規範を尊重し、私たちの研究開発や資材調達、製造、製品・サービスの使用、廃棄を含むバリューチェーンや地域社会にかかわるすべての人々の人権に、事業活動を通じて直接または間接的な影響を及ぼす可能性があることを理解したうえで、人権に対する負の影響の防止、軽減、助長の回避に努めます。また、自らの事業活動において人権への負の影響が生じた場合には、是正に向け適切に対処します。

明電グループは、「国際人権章典」や国連「ビジネスと人権に関する指導原則」、国際労働機関（ILO）「労働における基本的原則及び権利に関する ILO 宣言」、「子どもの権利とビジネス原則」等、人権に関する様々な国際規範を理解・支持し、また各国・各地域の法令等を遵守することで人権を尊重します。万が一、国際的に認められた人権と各国・各地域の法令等との間に矛盾がある場合には、国際的に認められた人権を最大限尊重する方法を追求します。

- ✓ 人身売買や奴隷を一切容認せず、職業選択の自由を尊重し、強制労働を禁止します。
- ✓ 各国・地域の法令に従い、最低就業年齢に満たない児童の労働を禁止します。また若年労働者を危険業務に従事させません。
- ✓ 各国・地域の法令等に従い、従業員の労働時間や休日を適切に管理し、法定最低賃金を遵守するとともに、生活賃金以上の支払いに配慮します。
- ✓ 「同一価値労働同一賃金」の原則に基づく公正な報酬を支払います。
- ✓ 精神的、肉体的な攻撃、ハラスメントなどの従業員等への非人道的な扱いを禁止します。
- ✓ 性別、性的指向、年齢、国籍、人種、民族、思想、信条、宗教、社会的身分、門地、疾病、障がい等による差別や、個人の尊厳を傷つける行為を行いません。

- ✓ 結社の自由と団体交渉の権利を尊重するため、労働者との対話を実施します。各国・各地域の法令により、結社の自由や団体交渉の権利が制限されている場合は、対話のための代替手段によって国際的に認められた権利を尊重する方法を追求します。

明電グループ人権方針の適用範囲

明電グループ人権方針は、明電グループで働くすべての役員及び準社員・パートタイマー・契約社員・派遣社員を含む全従業員に適用します。

また、すべてのビジネスパートナーやお取引先に対しても、本方針をご理解・ご支持いただき、同様の方針を採用するように継続的に働きかけていくことで、協働して人権尊重を推進します。

人権デュー・ディリジェンスの継続的な実施

私たちは継続的な人権デュー・ディリジェンスの実施により、明電グループの事業活動において生じる人権に対する負の影響を定期的に評価し、顕著な人権課題を特定します。また、それらを予防・軽減する取組みを進めていきます。

この取組みに優先順位を付ける場合には、明電グループの事業にかかわるステークホルダーに与える負の影響が大きな課題を優先します。

救済と是正

明電グループの事業活動により人権に負の影響を引き起こしたり助長したりすることが明らかになった場合には、影響を受けた人々に対して適切な救済措置を講じます。

また、明電グループでは、事業活動に関する懸念を相談・通報できる内部通報窓口を設けています。内部通報窓口では通報者氏名などの情報を厳重に管理し、通報に対して公正な対応をすることで通報制度への信頼性向上を図っています。明電グループは内部通報窓口への通報を、企業の自浄作用を高めるための重要なものと考えており、通報者に対していかなる不利益な取扱も行わず、実効性のある通報制度とするための改善に継続的に取り組みます。

ステークホルダーとの対話・協議

明電グループは、人権に対する潜在的及び顕在的な負の影響に関する人権課題について関連するステークホルダーと対話・協議を行うことで、人権尊重への取組みを深化させていきます。また、多様なステークホルダーと連携し、社会的に弱い立場の人への自立支援を行うことで、事業活動を行う国・地域での包摂的な社会づくりに貢献します。

情報開示

明電グループは、人権尊重の取組み及び人権デュー・ディリジェンスの実施状況について、ウェブサイトや年次報告書を通じて開示します。

また、人権デュー・ディリジェンスを通じて把握したリスクに対しては、モニタリングする指標を

設定のうえ進捗を把握し、定期的に報告します。

人権尊重意識の醸成と浸透

明電グループは、本方針が企業活動全体に浸透・定着するように、役員及び準社員・パートタイマー・契約社員・派遣社員を含む全従業員に、人権尊重の実践に必要な教育と研修を行うとともに、お取引先への理解・浸透活動にも取り組みます。

本方針は、社会環境の変化やステークホルダーとの対話・協議を踏まえ、定期的に見直し、更なる人権尊重の取り組みの高度化に取り組みます。

執行役員社長

井上 晃夫